

社会福祉現場で役立つ法律基礎知識研修 開催要綱

趣旨 法律は社会の規律であり、民法は人と人との間で起こる出来事を定めたものです。そこで生活に直結する問題を扱う社会福祉の分野で、多く関わってくる民法を中心に、その考え方や法律としての基礎的な知識を理解することを目的に開催します。また、それらを学習することにより、問題解決能力を養います。

<この研修のポイント>

- 知識を習得することにより、業務に対する専門性を発揮できます
- 社会福祉に携わる弁護士の講義が受けられます
- 問題の本質を整理し解決する能力の基礎が身につきます

<こんな方におすすめ>

- 法律や民法の基礎を学びたい方
- 支援や福祉サービスの中で業務が法律的にどのように関係しているか把握したい方
- 意思表示や契約を題材として、問題解決能力を高めていきたい方

開催形式

オンライン（オンデマンド配信）

対象

社会福祉施設・社会福祉協議会等の職員

※その他の公益法人等が経営する社会福祉施設・事業所等の職員で学習したい方も受講可能です。

配信期間

令和8年6月10日（水）～令和8年7月31日（金）

申込期間

令和8年4月10日（金）～令和8年5月8日（金）

研修費用

会員・準会員 5,000円 非会員 12,000円

受講可否

令和8年5月15日（金）までにご連絡します。

プログラム

時間	研修科目	研修内容
約 90 分	講義 1 「法律全般と民法の基礎知識」	法律は社会の規律であり、さらに生活に直結する問題を扱う社会福祉の分野では、民法が多くかかわってきます。 そこで、法律に共通する基本的知識や考え方と、民法の基本について学びます。
約 90 分	講義 2 「支援の過程で重要となる意思表示の基本」	成年後見制度があるように、利用者個人の意思能力の状態に合わせた支援が、福祉現場にも必要になってきます。 そこで、意思能力・行為能力、事理弁識能力などの法的考え方を理解し、また、意思表示がどのような法的な効果をもたらすのかについて学びます。
約 90 分	講義 3 「生活の中で取引の基盤となる債権・債務と契約のポイント」	福祉サービスは、利用者と提供者が契約を交わした上で実施されるものであり、そこには債権・債務という関係が存在します。 そこでサービス提供行為の基盤となる債権・債務や契約の法的な意味を学ぶことで、利用者・提供者双方にとって、適切で根拠のあるサービス提供が行えるよう理解を深めます。

※本研修は、令和 7 年度に実施した「社会福祉現場で役立つ法律基礎知識研修」と同内容です。